

議 長 確認印	
------------	--

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和4年11月29日 13:30 閉会 令和4年11月29日 15:20
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 令和4年第7回埴町議会定例会の運営について 第2 全員協議会の開催について
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長が開会 鈴木茂委員長があいさつ 委員長が進行</p> <p>第1 令和4年第7回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1)町長提出議案等について (委員長が総務課長に説明を求める) (総務課長が資料に基づき議案要旨を説明) (その後、追加議案・農業委員15人を予定していることを説明)</p> <p>委員長：質疑あるか。 副委員長：提出議案の順番はどのようになっているものなのか。 総務課長：議案書をつくる順番は条例順とし、ルール化している。 副委員長：県からの指導によるものか。 総務課長：以前に提出議案の内規を整備したことによる。県からの指導ではない。 副委員長：職員の定年延長だが、60歳を超えると給与は7割水準になるのか。 総務課長：そのとおりである。また、基本的に役職はつかない。 副委員長：60歳で一度精算し、再任用職員となるのか。 総務課長：定年延長の年齢まではあくまでも職員。管理職の上限は原則60歳。 副委員長：東白衛生組合について、会計検査による補助金の返還を求められているが、今回の定例会でその内容はあるのか。 総務課長：ない。その当時、国からの指導に基づき正規の手続きをしたが、今回会計検査で内容に疑義があるということで返還を求められることになった。町では今回予算を補正せずに、今年度衛生組合へ交付する額を精算・調整することとする。 委員長：その他あるか。 七宮委員：宿日直手当だが、埴町では日直はあっても宿直はないと思うが。 総務課長：夜間警備員(2人)を雇っているため、職員の宿直は基本的にはない。 七宮委員：日直の時間は。 総務課長：8:30~17:15までである。</p>

青砥委員：公営企業に関する条例について、農集排・公共下水以外はあるのか。

総務課長：地区の給水組合の事務は残る。農集排・公共下水について、上水道と同じく地方公営企業法を適用させるということである。

副議長：一般会計補正予算の歳出・子育て世帯給付事業だが、給付は恒久的になるのか。今回だけであるならば不平等になる。考え方を伺う。

総務課長：その点は議論になったところである。今回給付すれば、来年度からも給付すると考えている。

青砥委員：補正予算の歳出で、観光拠点施設燃料高騰支援給付事業と町内宿泊事業者エネルギー価格高騰対策支援事業について、湯遊ランドは両方対象になるのか。

総務課長：湯遊ランドは、町内宿泊事業で対応することとなる。観光拠点事業は道の駅で予定している。

委員長：補正予算歳入で固定資産税の補正増があるが、昨年度新築があったということか。

総務課長：町民課の説明によると、当初歳入を厳しく見込んで積算している。収納率を98.5%で算定している。

委員長：その他なければ、総務課長の説明を終わる。

（総務課長が、議案書・予算書は明日届けることを説明）

（総務課長退席）

委員長：休憩する。

（14：30～14：40まで休憩）

委員長：休憩前に引き続き委員会を開く。事務局に説明を求める。

（事務局長が資料に基づき説明）

委員長：一般質問通告について、事務局長に説明を求める。

（事務局長が通告書を読み上げる）

委員長：質疑あるか。

青砥委員：私の持ち時間だが、50分に変更願う。

七宮委員：私の質問について、役場新庁舎の日本住宅（株）に関するものは、吉村議員が質問するので削除願う。町道川上東河内線についての質問は、議案審議のときに質問するので削除願う。

委員長：私の質問だが、人口減少対策のための「推進協議会」となっている箇所について「協議会」に変更願う。

（書記が、吉田克則議員の振興公社に関する質問で入力・記載漏れがあったことについて説明）

副委員長：私の質問で「子ども食堂」という記載があるが問題ないか。

（委員から問題ないとの意見あり）

委員長：諸般の報告について、事務局長に説明を求める。

（事務局長が資料に基づき説明）

委員長：意見あるか。ないので次に移る。

委員長：会期日程・日程（案）について事務局長に説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明)

委員長：意見あるか。

副委員長：日程は問題ないが、今回区長会では傍聴はあるか。

事務局長：今年度はない。区長会では取り組まないと聞いている。

委員長：第2全員協議会について、事務局長に説明を求める。

(事務局長が資料に基づき説明)

委員長：意見あるか。

副委員長：町のホームページに農業委員の募集状況が掲載されていたが、内容分かるか。

事務局長：内容は把握していない。

(書記がホームページ確認のため一時退席)

(書記が農業委員会から聞き取りした内容を説明する)

委員長：その他について意見あるか。

七宮委員：役場駐車場だが、議員はいつもどおり駐車可能か。

事務局長：可能である。

委員長：その他ないので終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長